

地方税法等の一部改正について

1 要旨・目的

令和 4 年 12 月 23 日に令和 5 年度税制改正の大綱が閣議決定され、このうち地方税については令和 5 年 2 月 7 日に「地方税法等の一部を改正する法律案」などの関係法案が国会に提出されている。

2 概要

県税関係の主な改正内容は次のとおり。

項 目	内 容	施行日																								
自動車税環境性能割の税率区分の見直し	○ 燃費性能に応じて設定されている税率区分について、現行の区分を令和 5 年 12 月末まで据え置くとともに、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を令和 6 年 1 月以降段階的に引上げ	※ 1 令和 5 年 4 月 1 日 ※ 2 令和 6 年 1 月 1 日 ※ 3 令和 7 年 4 月 1 日																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>現行 (令和 5 年 12 月末まで据置) ※ 1</th> <th>令和 6 年 1 月～ ※ 2</th> <th>令和 7 年 4 月～ ※ 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車</td> <td>電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2030 年度燃費基準 85%達成～</td> <td>2030 年度燃費基準 85%達成～</td> <td>2030 年度燃費基準 95%達成～</td> </tr> <tr> <td>1 %</td> <td>75%達成～</td> <td>80%達成～</td> <td>85%達成～</td> </tr> <tr> <td>2 %</td> <td>60%達成～</td> <td>70%達成～</td> <td>75%達成～</td> </tr> <tr> <td>3 %</td> <td>上記以外又は 2020 年度燃費基準未達成</td> <td>上記以外又は 2020 年度燃費基準未達成</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		税率	現行 (令和 5 年 12 月末まで据置) ※ 1	令和 6 年 1 月～ ※ 2	令和 7 年 4 月～ ※ 3	非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車			2030 年度燃費基準 85%達成～	2030 年度燃費基準 85%達成～	2030 年度燃費基準 95%達成～	1 %	75%達成～	80%達成～	85%達成～	2 %	60%達成～	70%達成～	75%達成～	3 %	上記以外又は 2020 年度燃費基準未達成	上記以外又は 2020 年度燃費基準未達成	
	税率		現行 (令和 5 年 12 月末まで据置) ※ 1	令和 6 年 1 月～ ※ 2	令和 7 年 4 月～ ※ 3																					
	非課税		電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車																						
			2030 年度燃費基準 85%達成～	2030 年度燃費基準 85%達成～	2030 年度燃費基準 95%達成～																					
	1 %		75%達成～	80%達成～	85%達成～																					
2 %	60%達成～	70%達成～	75%達成～																							
3 %	上記以外又は 2020 年度燃費基準未達成	上記以外又は 2020 年度燃費基準未達成																								
自動車税種別割のグリーン化特例	○ 電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度税額△75%軽減）等の適用期限を令和 8 年 3 月 31 日まで延長	令和 5 年 4 月 1 日																								
課税免除の適用期限の延長等	○ 離島振興法の改正に伴う税制上の特例措置（課税免除等）の見直し ・適用期限の 2 年延長（令和 7 年 3 月 31 日まで） ・対象を同法に規定する離島振興計画において産業振興促進事項に記載されている地区及び事業に限定 ○ 過疎法、離島振興法及び半島振興法における税制特例措置の適用区域の整理	令和 5 年 4 月 1 日																								

3 今後のスケジュール

地方税法等の改正に伴い広島県税条例等を改正する必要があるが、改正法等は県議会閉会後の令和 5 年 3 月下旬の公布が見込まれており、令和 5 年 4 月 1 日施行の内容（上記表網掛け箇所）については時間的余裕がないため、179 条専決処分により条例改正を行いたいと考えている。